

■議案第17号 四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更について

【要旨】

今後実施を予定している各種事業について、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」といいます。）に定められた過疎地域自立促進のための地方債（過疎対策事業債）を活用するため、その条件となる「四万十町過疎地域自立促進計画（平成28年度～令和2年度）」の一部変更を行います。

今回の計画変更は、国からの通知において、その内容が「事業名（施設名）の追加」であり、計画全体に及ぼす影響が大きい重要な変更に該当することから、法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、今回の一部変更に当たっては、法第6条第4項の規定により高知県とあらかじめ協議を行っており、異存はない旨の回答を得ています。

【変更の内容】

この度の変更のうち、重要な変更として、四万十町過疎地域自立促進計画の自立促進施策区分「2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」の事業名（施設名）に「（3）林道」及び「（5）鉄道施設等」を追加するとともに、「（5）鉄道施設等」の中に「鉄道車両」を追加します。

また、自立促進施策区分「6 教育の振興」の事業名（施設名）「（3）集会施設、体育施設等」の中に「体育施設」を追加します。

なお、これらの変更に合わせて、事業内容及び事業主体の追加を行います。

【新旧対照表】

改正後			改正前		
計画書 P20			計画書 P20		
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
(4) 地場産業の振興 加工施設	地域まるごと6次産業化推進事業	町	(4) 地場産業の振興 加工施設	地域まるごと6次産業化推進事業	町
	<u>新食肉センター施設整備事業 (負担金)</u>	<u>高知県食肉センター株式会社</u>			
計画書 P28～29			計画書 P28～29		
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
(1) 市町村道 道路	(略)		(1) 市町村道 道路	(略)	

	町道大道日吉線改良事業	町		町道大道日吉線改良事業	町
	<u>町道萩原線改良事業</u>	<u>町</u>			
	<u>町道金上野見付線改良事業</u>	<u>町</u>			
	<u>町道田代藤の川線整備事業</u>	<u>町</u>			
	<u>トンネル長寿命化修繕事業</u>	<u>町</u>			
<u>(3)林道</u>	<u>トンネル長寿命化修繕事業</u>	<u>町</u>			
	<u>橋梁長寿命化修繕事業</u>	<u>町</u>			
<u>(5)鉄道施設等 鉄道車両</u>	<u>土佐くろしお鉄道新型特急車両導入事業</u>	<u>鉄道事業者</u>			
計画書 P43			計画書 P43		
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
(3)集会施設、体育施設等 集会施設	地区集会施設整備支援事業	地域団体	(3)集会施設、体育施設等 集会施設	地区集会施設整備支援事業	地域団体
<u>体育施設</u>	<u>勤労者体育センター改修事業</u>	<u>町</u>			

【根拠法令】

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）抜粋

第 6 条 過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）を定めることができる。

2 市町村計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1） 地域の自立促進の基本的方針に関する事項
- （2） 農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
- （3） 交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進に関する事項
- （4） 生活環境の整備に関する事項
- （5） 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
- （6） 医療の確保に関する事項
- （7） 教育の振興に関する事項
- （8） 地域文化の振興等に関する事項
- （9） 集落の整備に関する事項
- （10） 前各号に掲げるもののほか、地域の自立促進に関し市町村が必要と認める事項

3 市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、広域的な経済社会生活圏の整備の計画に適合するよう定めなければならない。

4 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めようとするときは、当該市町村計画に定める事項のうち第 2 項第 2 号から第 9 号までの事項については、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。

5 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めたときは、直ちに、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣にこれを提出しなければならない。

6 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があった場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に申し出ることができる。

7 第 1 項及び前 3 項の規定は、市町村計画の変更について準用する。